

宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）
交付要綱の一部改正概要（令和3年6月1日付け改正）

1 改正の理由

令和2年12月以降の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震の影響により、被災地域において共同利用施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、これら被災地域における農業生産基盤の回復、産地の体質強化及び卸売市場機能の回復を図るため、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金における緊急対策として、令和2年から3年までの冬期の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領が制定された（令和3年4月1日付け2食産第6587号農林水産省食料産業局長，2生産第2416号農林水産省生産局長，2政統第2587号農林水産省政策統括官通知）。

このため、宮城県において当該対策を実施するため、宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）交付要綱を一部改正するもの。

2 主な改正の内容

（1）交付対象の削除及び追加

国産農畜産物供給力強靱化対策を削除し、令和2年から3年までの冬期の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策を追加した。

（2）交付率又は交付額の区分を削除

別表の交付率又は交付額の国，県の区分を削除した。